

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

唐津市長 峰 達郎

市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)
地域名 (地域内農業集落名)	唐川地区 (唐川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域の主な作物は水稻、WCS、たまねぎ等がある。また畜産、牧草の栽培も行われている。現在の担い手により地区内の農地は管理できているが、今後に向けての後継者は確保できていない。その他課題として、イノシシによる被害が多いことがある。  
【地域の基礎的データ】  
農業者:38人、1法人(うち認定農業者6人、1法人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手が可能な限り地域の農地を耕作していく。後継者の確保については今後も課題となる。作物については今後も水稻、WCS、たまねぎ等、畜産、牧草の栽培を継続していく。イノシシ被害の対策についてはワイヤーメッシュだけでは限界があり、駆除を進めることで被害を抑えたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	96 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は農家5軒が担い手として中心となり、地区内の農地を管理していく。 集落営農についての話し合いも行っているが、各農家の所有する農地の条件が違うため話がまとまっていない。 引き続き協議する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
活用できれば活用したいが、条件の良い農地が少なく、受け手があるかどうか分からない。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組が可能と思われる区域については整備済みであり、これ以上の取組は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では担い手により地区内の農地を維持管理できているが、将来に向けては後継者を確保したい。 地区外からの参入については、農地の条件が良いとはいえないため、積極的に呼び込むのは難しいと考えている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
唐川機械利用組合で田植、稲刈を受託しており、今後も継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電牧の設置を行っているが、効果が十分でないため、駆除を進めたい。
- ②水稲で減農薬(佐賀県特別栽培登録制度)の取組を行っている。